

協定 1 災害時における城南5区相互応援協定書

災害時における城南5区相互応援協定書

品川区、目黒区、大田区、世田谷区及び渋谷区の5区（以下「城南5区という。」）は、地震等による災害が発生した場合に、隣保共助の精神に基づいて、災害時における相互応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は大規模災害においては、隣接区といえども、被害の程度は必ずしも一様ではなく、大きな被害を受ける区、比較的被害が軽い区が生じることが有り得ることに鑑み、このような場合において、余力のある区が、被害の大きい区の要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに応援を円滑に行うことを目的とする。

（応援の内容）

第2条 城南5区が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- ① 備蓄品による応急物資、資材の供給
- ② 応急対策及び復旧に要する職員の派遣
- ③ 避難所における避難住民の受け入れと救援
- ④ 物資集積所等の後方支援基地の提供
- ⑤ 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、各区間の協議により、業務を追加することができる。

（応急物資等の輸送）

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた区が行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した区が負担するものとし、その額は供給をする区と供給を受ける区で協議のうえ定める。ただし避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ区で負担する。

2 前項の経費の支払いは、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代える事ができる。

（応援の調整）

第5条 この協定に基づいて、応援を行う区が複数あるときは、応援を有効に行うために応援を行う区間で協議し、応援の調整を行う区を定めることができる。

（緊急応援）

第6条 応援を行う区は、応援を受ける区が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける区の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

（連絡会の設置）

第7条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、城南5区で連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、城南の5区の防災主管課長によって構成し、事務局は第三ブロックの防災主管課長会の幹事区が担当する。

（協議）

第8条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、城南5区間で協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本協定書5通作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成7年12月1日

品川区長 高橋久二

目黒区長 河原勇

大田区長 西野善雄

世田谷区長 大場啓二

渋谷区長 小倉基

協定 2 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区（以下「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区への要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想される場合は自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資器材その他の応援を求めることができるものとする。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

(相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

① 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

② 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

③ 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

④ 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区へのボランティアの斡旋

ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供

ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項

⑤ 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項

⑥ 動物の保護に関し、職員、資器材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、民間支援に必要な事項

- ⑦ 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- ⑧ ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資器材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- ⑨ 災害弱者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ
 - ハ その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- ⑩ 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、民間支援に必要な事項
- ⑪ 道路の早期復旧に関し、職員、資器材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- ⑫ 建物被害の判定に関し、職員、資器材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- ⑬ 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- ⑭ 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

- 2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附 則

この協定は、平成8年2月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年2月16日

23区区長記名押印

協定 3 鹿児島市及び渋谷区災害時相互応援に関する協定

鹿児島市及び渋谷区災害時相互応援に関する協定

鹿児島市及び渋谷区（以下「協定都市」という。）は、いずれかの行政区域において災害が発生し、被害を受けた協定都市の一方（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない協定都市の一方（以下「応援都市」とする。）が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資・資器材の提供
- (2) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災都市は必要事項を記載した文書の後日、速やかに応援都市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援都市は、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、応援都市は自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定都市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定は、協定都市が別に締結した災害時の相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

第8条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定都市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成12年4月13日から効力を発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定都市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年4月13日

渋谷区 渋谷区長 小倉 基

鹿児島市 鹿児島市長 赤崎 義則

協定 4 渋谷区及び大館市の災害時における相互応援に関する協定書

渋谷区及び大館市の災害時における相互応援に関する協定書

渋谷区及び大館市（以下「協定都市」という。）は、いずれかの行政区域内において大規模な災害が発生し、被災都市独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資・資器材の提供
- (2) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を受けようとする都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第5条に規定する連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援を必要とする場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

（応援活動の実施）

第3条 前条の規定により応援の要請を受けた都市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

2 協定都市は、前条の規定にかかわらず、いずれかの都市において災害により激甚な被害が発生したことが明らかであり、かつ、通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費等は、両者協議の上別に定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者協議の上別に定めるものとする。

（補則）

第8条 この協定は、協定都市それぞれが他の都市等と別に締結した災害時の相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成13年1月24日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定都市の両者が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年1月24日

渋谷区 渋谷区長 小倉 基

大館市 大館市長 小畑 元

協定 5 渋谷区及び羽村市災害時相互応援協定

渋谷区及び羽村市災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 渋谷区及び羽村市（以下「協定区市」という。）は、いずれかの行政区域において、地震、風水害等の災害が発生し、被害を受けた協定区市の一方（以下「被災区市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条に規定する趣旨及び友愛的精神に基づき、相互に応援協力し被災区市の住民生活を復旧するため、この協定を締結する。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 救助、救援及びその他復旧活動等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (4) 救助、救援及びその他復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 前4号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する被災区市（以下「要請区市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げたもののほか特に必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定区市の一方（以下「応援区市」という。）は、これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 協定区市は、激甚な被害が発生し、通信の途絶え等により被災区市との連絡がとれない場合には、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請区市が負担するものとする。

2 要請区市が、前項に定める経費を支弁するいとまがない場合には、応援区市は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(実施細目の協議)

第6条 この協定の締結に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない細目事項については、協定区市が協議して別に定めるものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定区市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報及び資料等の交換)

第8条 協定区市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて担当者会議を開催し、情報及び資料の交換等をするものとする。

(その他)

第9条 この協定は、協定区市が別に締結した災害時の相互応援協定等に基づく応援を排除するものではない。
(協定の発効)

第10条 この協定は、平成13年7月31日から効力を発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定区市の各首長が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成13年7月31日

渋谷区 渋谷区長 小 倉 基

羽村市 羽村市長 並 木 心

協定 6 災害時相互応援協定

災害時相互応援協定

渋谷区と飯田市は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。）時の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、いずれかの行政区域内において災害が発生した場合、被災区市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する区市は、次の事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、後日速やかに災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、品名及び数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、種類及び数量並びに提供期間
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種及び人員並びに派遣期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

第4条 災害が発生し、被災区市との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする区市が必要と認めるときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた区市が負担するものとする。

- 2 応援を受けた区市が、前項に規定する費用を払ういとまがなく、かつ、応援を受けた区市から要請があった場合には、応援した区市は、当該費用を一部繰替払いするものとする。
- 3 自主出動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した区市が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、両区市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部課及び情報交換）

第6条 両区市は、あらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡する。また、日頃から必要な情報等を相互に交換するものとする。

（平常時における活動等）

第7条 両区市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、区市民の交流を図るものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、平成13年11月3日から効力を生ずるものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度両区市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年11月3日

渋谷区 渋谷区長 小倉 基

飯田市 飯田市長 田中 秀典

協定 7 渋谷区及び河津町の災害時における相互応援に関する協定書

渋谷区及び河津町の災害時における相互応援に関する協定書

渋谷区及び河津町（以下「協定都市」という。）は、いずれかの行政区域内において大規模な災害が発生し、被災都市独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資・資器材の提供
- (2) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を受けようとする都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第5条に規定する連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援を必要とする場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第3条 前条の規定により応援の要請を受けた都市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

2 協定都市は、前条の規定にかかわらず、いずれかの都市において災害により激甚な被害が発生したことが明らかであり、かつ、通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費等は、両者協議の上別に定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者協議の上別に定めるものとする。

（補則）

第8条 この協定は、協定都市それぞれが他の都市等と別に締結した災害時の相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成16年11月3日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定都市の両者が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年11月3日

渋谷区 渋谷区長 桑原敏武

河津町 河津町長 桜井泰次

協定 8 避難門の開門等に関する覚書

避難門の開門等に関する覚書

甲（渋谷区長）と乙（東京都代々木公園管理事務所長）は、代々木公園が災害時における住民の避難場所として指定されていることに鑑み、以下のとおり覚書を締結する。

記

- 1 災害時において、乙は代々木公園の各出入口について速やかに開門するものとする。
また、代々木公園の各出入口（別図参照）については、「災害時避難門」として位置づけ、乙はその合鍵9個を甲に引き渡すものとする。
- 2 甲は、その合鍵1個は自ら保管し、8個については別紙受領書により別記の者に引き渡すこととする。
- 3 甲に引き渡された合鍵に起因して、災害時以外の場合に乙に不測の損害が生じたときは、甲はその損害を補償するものとする。

平成4年1月24日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区長
天 野 房 三

乙 東京都渋谷区代々木神園町2番1号
東京都建設局代々木公園管理事務所長
木 村 孝 之

協定 9 避難門の開門等に関する覚書

避難門の開門等に関する覚書

甲（渋谷区長）と乙（明治神宮宮司）は、明治神宮が災害時における住民の避難場所として指定されていることに鑑み、以下のとおり覚書を締結する。

記

- 1 災害時において、乙は甲の連絡により明治神宮の各出入口について開門するものとする。
なお、大地震発生の状況により甲が乙に速やかな連絡ができないような場合においては、乙は自主的な判断により開門するものとする。
- 2 甲は、乙が開門し、住民が避難したことによって損害を受けたときはその損害を補償するものとする。

平成4年1月24日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区長
天 野 房 三

乙 東京都渋谷区代々木神園町1番1号
明治神宮宮司
福 島 信 義

協定 1 0 避難門の開門等に関する覚書

避難門の開門等に関する覚書

甲（渋谷区長）と乙（青山学院理事長）は、青山学院が災害時における住民の避難場所として指定されていることに鑑み、以下のとおり覚書を締結する。

記

- 1 災害時において、乙は甲の連絡により青山学院の各出入口について開門するものとする。
なお、大地震発生の状況により甲が乙に速やかな連絡ができないような場合においては、乙は自主的な判断により開門するものとする。
- 2 甲は、乙が開門し、住民が避難したことによって損害を受けたときはその損害を補償するものとする。

平成4年1月24日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区長
天 野 房 三

乙 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
学校法人 青山学院理事長
羽 坂 勇 司

協定 1 1 避難門の開門等に関する覚書

避難門の開門等に関する覚書

甲（渋谷区長）と乙（実践女子学園中学校高等学校長）は、実践女子学園が災害時における住民の避難場所として指定されていることに鑑み、以下のとおり覚書を締結する。

記

- 1 災害時において、乙は甲の連絡により実践女子学園の各出入口について開門するものとする。
なお、大地震発生の状況により甲が乙に速やかな連絡ができないような場合においては、乙は自主的な判断により開門するものとする。
- 2 甲は、乙が開門し、住民が避難したことによって損害を受けたときはその損害を補償するものとする。

平成4年1月24日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区長
天 野 房 三

乙 東京都渋谷区東一丁目1番11号
実践女子学園中学校高等学校長
船 和 夫

協定 1 2 避難門の開門等に関する覚書

避難門の開門等に関する覚書

甲（渋谷区長）と乙（聖心女子大学長）は、聖心女子大学が災害時における住民の避難場所として指定されていることに鑑み、以下のとおり覚書を締結する。

記

- 1 災害時において、乙は甲の連絡により聖心女子大学の各出入口について開門するものとする。
なお、大地震発生状況により甲が乙に速やかな連絡ができないような場合においては、乙は自主的な判断により開門するものとする。
- 2 甲は、乙が開門し、住民が避難したことによって損害を受けたときはその損害を補償するものとする。

平成4年1月24日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区長
天 野 房 三

乙 東京都渋谷区広尾四丁目3番1号
聖心女子大学長
内 山 孝 子

協定 13 災害発生時における新宿御苑の開門等に関する覚書

災害発生時における新宿御苑の開門等に関する覚書

新宿御苑管理事務所（以下「甲」という。）と渋谷区（以下「乙」という。）は、新宿御苑が災害時における住民等の避難場所として指定されていることに照らし、以下のとおり覚書を取り交わすものとする。

- 1 災害発生時において、甲は、新宿御苑の出入口（千駄ヶ谷門）について速やかに開門するものとする。
- 2 災害発生時が夜間等で、甲が速やかに開門することができない場合に備えて、甲は、開門に最小限必要な合鍵を乙に引き渡すものとする。
- 3 乙は、甲から引き渡された合鍵を、新宿御苑を管轄とする原宿警察署及び渋谷消防署に引き渡すことができるものとする。
また、乙は、必要に応じて別表のとおり、地域の自主防災組織に合鍵を引き渡すことができるものとする。
この場合において、乙は、受領した自主防災組織に対し、合鍵を災害発生時の開門以外に使用しないよう指導監督するものとする。
- 4 乙に引き渡された合鍵に起因して、災害時以外の場合に甲に不測の損害が生じたときは、乙は、その損害を補償するものとする。
- 5 災害時避難門（代々木門）及び災害時避難門（千駄ヶ谷門）の取扱いについては、災害時避難門の維持管理に関する覚書によるものとする。
- 6 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関して疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記覚書の証として、覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年6月28日

甲 東京都新宿区内藤町11
環境庁自然保護局
新宿御苑管理事務所長 先 名 征 司

乙 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小 倉 基

別表（略）

協定 1 4 震災時におけるテント等の調達に関する協定書

震災時におけるテント等の調達に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、震災時における避難場所用テント等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

第1条 甲は、震災時の応急対策活動において、物資の調達を必要とするときは、乙に対し物資の調達の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別の理由がない限りこれに協力するものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力の内容は、別表1に掲げる物資を別表2に掲げる避難場所にそれぞれ一式提供するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙に物資の調達の要請をするときは、調達内容、日時、避難場所その他必要な事項を明らかにしなければならない。

2 前項の避難場所は、別表2のとおりとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条に掲げる乙の協力を要した費用を負担するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、甲の要請する物資を提供したときは、その費用を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、物資の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は障害を受けた場合は、東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年東京都渋谷区条例第25号）の例により、補償を行うものとする。

（供給量の報告）

第7条 甲は、災害発生時の供給可能物資の数量について、乙に報告を求めることができる。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の3月前までに、甲、乙いずれかからなんら申出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年7月12日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
渋谷区長 小倉 基

乙 東京都豊島区北大塚一丁目21番5号
株式会社セレスポ
代表取締役 三木 征一郎

別表（略）

協定 15 避難所施設利用に関する協定書

避難所施設利用に関する協定書

渋谷区長を「甲」とし、東京都立広尾高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての都立広尾高校施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとするものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所運営管理について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の運営管理に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

第10条 この協定に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成9年2月18日

(甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉基

(乙) 東京都渋谷区東四丁目14番14号
東京都立広尾高等学校長 安食恒彦

協定 16 避難所施設利用に関する協定書

避難所施設利用に関する協定書

渋谷区長を「甲」とし、東京都立第一商業高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての都立第一商業高校施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとするものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所運営管理について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の運営管理に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

第10条 この協定に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成9年2月18日

(甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉基

(乙) 東京都渋谷区鉢山町8番1号
東京都立第一商業高等学校長 大久保敏男

協定 17 避難所施設利用に関する協定書

避難所施設利用に関する協定書

渋谷区長を「甲」とし、國學院高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての國學院高校施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとするものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所運営管理について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の運営管理に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

第10条 この協定に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成9年2月18日

(甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉基

(乙) 東京都渋谷区神宮前二丁目2番3号
國學院高等学校長 佐藤秀明

協定 18 避難所施設利用に関する協定書

避難所施設利用に関する協定書

渋谷区長を「甲」とし、関東国際高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての関東国際高校施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとするものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所運営管理について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の運営管理に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

第10条 この協定に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成9年3月31日

(甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉 基

(乙) 東京都渋谷区本町三丁目2番2号
関東国際高等学校長 川瀬 渡子

協定 19 避難所施設利用に関する協定書

避難所施設利用に関する協定書

渋谷区長を「甲」とし、学校法人渋谷教育学園理事長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての乙の管理する渋谷教育学園渋谷中学高等学校施設利用に関する協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めるものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとするものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所運営管理について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の運営管理に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

第10条 この協定に疑義の生じた場合及びこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成9年9月1日

(甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小 倉 基

(乙) 東京都渋谷区渋谷一丁目21番18号
学校法人 渋谷教育学園
理事長 田 村 哲 夫

協定 20 避難所施設利用に関する協定書

避難所施設利用に関する協定書

渋谷区長を「甲」とし、青山学院高等部長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての乙の管理する渋谷教育学園渋谷中学高等学校施設利用に関する協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めるものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

(開設の通知)

甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとするものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所運営管理について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の運営管理に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

第10条 この協定に疑義の生じた場合及びこの協定に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成9年12月1日

(甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小 倉 基

(乙) 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
青山学院高等部
部 長 田 中 俊 夫

協定 2 1 災害時における宿泊施設・設備等の供給に関する協定書

災害時における宿泊施設・設備等の供給に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と渋谷ホテル旅館組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における宿泊施設・設備等（以下「施設等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

第1条 甲は、災害時の応急対策活動において、施設等を調達する必要があるときは、乙に対し、施設等の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で施設等の提供について協力するものとする。

（供給施設の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する施設等は、次に掲げるもののうち、災害時点において乙が保有する施設等とする。

(1) 宿泊に要する施設・設備

(2) 宿泊者等に対する給食

(3) その他必要とするもの

（要請及び供給の方法）

第3条 甲が乙に対し前条で定める協力要請するときは、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。

(1) 受け入れ要請の人数

(2) 給食要請数

(3) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は、甲より協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

（価格）

第4条 この協定に基づく施設等の価格は、甲、乙協議の上定めるものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、甲の要請により施設等を提供したときは、その代金を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、物資の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年渋谷区条例第25号）の例により、これを補償するものとする。

（細目）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項については、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成11年4月15日から平成12年4月15日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成11年4月15日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区円山町15番14-303号
渋谷ホテル旅館組合
組合長 美山 アイ子

協定 2 2 避難所施設利用に関する協定書

避難所施設利用に関する協定書

渋谷区長（以下「甲」という。）と学校法人文化学園理事長（以下「乙」という。）は、渋谷区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害等が発生した時（以下「災害時」という。）における避難所としての学校法人文化学園施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設（以下「施設」という。）の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設）

第2条 甲は、乙と協議の上、施設のうち避難所として利用できる範囲を定めるとともに、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において、避難所として開設する必要がある場合、前条による範囲において避難所を開設することができるものとする。ただし、開設にあたっては、学校法人文化学園の学生及び関係者の避難等に支障が生じないように配慮するものとする。

2 甲は、前項で開設した避難所では避難者全員を収容できない場合、乙に対し、前条で定めた範囲以外の施設の利用を要請することができるものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、事前の通知をしないで前条の避難所を開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。なお、管理運営の方法については、事前に乙と協議を行うものとする。

2 乙は、避難所の管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 避難所に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、開設期間を延長する必要がある場合、甲乙協議の上、期間を延長することができるものとする。

（避難所閉鎖への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮し、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第9条 甲は、避難所を閉鎖する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙から協定を継続しない旨の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成21年 3月31日

(甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 桑原敏武

(乙) 東京都渋谷区代々木三丁目22番1号
学校法人文化学園
理事長 大沼 淳

協定 2 3 災害時の医療救護活動についての協定書

災害時の医療救護活動についての協定書

渋谷区を「甲」とし、社団法人渋谷区医師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第 2 条 甲は、渋谷区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第 3 条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----|
| ① 医師 | 若干名 |
| ② 看護婦 | 〃 |
| ③ その他補助事務職員 | 〃 |

(医療救護班の活動場所)

第 4 条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第 5 条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- ③ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- ④ 死亡の確認

(指揮命令)

第 6 条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第 7 条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第 8 条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等使用するものとする。

- 2 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。
- 3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第 9 条 救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。(医療費)

第 10 条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

第 11 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第 12 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

① 医療救護班の編成・派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成・派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

② 合同訓練時における医療救護活動の前①に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する渋谷区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成7年7月4日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区
代表者 渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区桜丘町10番1号
社団法人 渋谷区医師会
代表者 渋谷区医師会会長 鈴木 總 男

協定 2 4 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

渋谷区を「甲」とし、社団法人渋谷区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第 2 条 甲は、渋谷区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害歯科医療救護計画の策定及び提出)

第 3 条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------|
| ① 歯科医師 | } 若干名 |
| ② 歯科衛生士 | |
| ③ その他の補助事務 | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第 4 条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所に設置する救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第 5 条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- ① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- ② 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- ③ 検死検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第 6 条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療費)

第 7 条 救護所における医療費は無料とする。

(合同訓練)

第 8 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第 9 条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

- ① 歯科医療救護班の編成・派遣に伴うもの
 - ア 歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費
 - イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- ② 合同訓練時における歯科医療救護活動の前①に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 前各条に定めのない事項については、速やかに甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成8年8月27日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区
代表者 渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区渋谷三丁目6番2号 第2矢木ビル1階
社団法人 渋谷区歯科医師会
代表者 渋谷区歯科医師会長 小山征一郎

協定 2 5 災害時の救護活動についての協定書

災害時の救護活動についての協定書

渋谷区を「甲」とし、社団法人渋谷区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。
なお、平成8年9月19日付で締結した「災害時の救護活動についての協定書」については、本協定書のとおり全部を改定する。

(総 則)

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、渋谷区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、現地の医療救護所、医薬品ストックセンター等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 乙所属の薬剤師班は、甲が設置する医療救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

2 乙所属の薬剤師班は、甲が設置する医薬品ストックセンターの運営に協力するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- ① 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導、医薬品の管理
- ② 医薬品ストックセンター運營業務として、不足する医薬品の調達依頼、医薬品の受入・仕分・管理及び医療救護所等への医薬品等の払出し等

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品ストックセンターの指定)

第7条 災害時には、社団法人渋谷区薬剤師会医薬品管理センターを渋谷区の医薬品ストックセンターに指定する。

(医薬品等の供給)

第8条 甲は、災害時に医薬品等が不足する場合には、乙に対し、医薬品等の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、積極的に協力するものとし、社団法人渋谷区薬剤師会医薬品管理センターに乙が管理する医薬品等また、乙の会員の店舗にある医薬品等を供給するものとする。

3 薬剤師班は原則として甲が別に調達する医薬品等を使用するものとするが、緊急時においては、薬剤師班が携行する医薬品を使用することができるものとする。

(医療費)

第9条 医療救護所における調剤費は無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せ担当するものとする。

(費用負担)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成・派遣に伴うもの及び医薬品等に係わる経費

ア 薬剤師班の編成・派遣に要する経費

イ 第8条に基づき供給または使用した医薬品等の代金

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

2 前項の経費は、災害発生直前における適正な価格とし、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動において従事者が負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は「渋谷区防災従事者損害補償条例」(昭和41年渋谷区条例第25号)の規定に基づき甲が補償するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成14年1月24日

甲 渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区

代表者 渋谷区長 小倉基

乙 渋谷区神山町6番8号 ユタカハイム102号

社団法人 渋谷区薬剤師会

代表者 渋谷区薬剤師会会長 三輪郁雄

協定 2 6 医薬品等の供給に関する協定書

医薬品等の供給に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）、社団法人渋谷区医師会（以下「乙」という。）及び渋谷区災害医療協力会（以下「丙」という。）は災害発生に際し、医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定する。

（供給の要請）

第1条 乙は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があるときは、丙に対し、保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 丙は、別表に定める乙の会員（以下「乙の会員」という。）より要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 供給する医薬品等の範囲は次のとおりとし、丙において措置可能な品目及び数量とする。

- ① 医薬品
- ② 衛生材料
- ③ その他乙が指定する物

（供給要請の方法）

第4条 前条に掲げる医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（医薬品等の引取り）

第5条 医薬品等の引取りの場所及び配送の方法については、乙の会員が指定するものとし、当該場所において乙の当該会員が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給要請した医薬品等の費用については、甲乙間において昭和52年4月5日付締結の「災害時の医療救護活動についての協定書」第12条の規定に基づき、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 医薬品等の引取価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（乙の会員の変更通知）

第8条 甲は、乙の会員に変更が生じたときは、直ちに丙に通知するものとする。

（協 議）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙丙が誠意する協議を行うものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、平成4年9月11日からとし、甲乙丙いずれかの申出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書を3通作成し、甲乙丙それぞれの1通を保有するものとする。

平成7年7月27日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都渋谷区桜丘町10番1号
社団法人 渋谷区医師会
代表者 渋谷区医師会長 鈴木 總 男

丙 渋谷区災害医療協力会（五十音順）

東京都千代田紀尾井町3番12号

クラヤ薬品株式会社

代表者 代表取締役 熊倉貞武

東京都世田谷区代沢三丁目15番1号

株式会社 スズケン

代表者 取締役東京営業部長 高柳公志

東京都杉並区堀ノ内一丁目7番35号

東京医薬品株式会社

代表者 代表取締役 横山慎一郎

東京都世田谷区代沢五丁目2番1号

東邦東邦薬品株式会社

代表者 代表取締役社長 松谷眞

東京都渋谷区渋谷一丁目14番16号

中川安株式会社

代表者 代表取締役 中川幸雄

東京都千代田内神田一丁目12番1号

福神株式会社

代表者 取締役社長 福神邦雄

協定 27 災害時における応急救護活動についての協定書

災害時における応急救護活動についての協定書

渋谷区を「甲」とし、東京都渋谷区柔道整復師会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき甲が行う応急救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(柔道整復師班の派遣)

第2条 甲は、渋谷区地域防災計画に基づき応急救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、柔道整復師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害応急救護活動組織に基づき柔道整復師班を編成し、救護所等に派遣するものとする。

(災害応急救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる応急救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(柔道整復師班の活動場所)

第4条 乙所属の柔道整復師班は、甲が設置する救護所において、応急救護活動を実施するものとする。

(柔道整復師班の業務)

第5条 災害時において、乙は甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 甲の設置する救護所における傷病者に対する応急救護(柔道整復師法一昭和45年法律第19号一に規定された業務の範囲)の実施

イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料の提供

2 乙が救護所において行う応急救護活動は、救護所の医師との連携の下に実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 応急救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行くものとする。

(施術料)

第7条 救護所における施術料は無料とする。

(合同訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の応急救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が応急救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

① 柔道整復師班の編成・派遣に伴うもの

ア 柔道整復師班の編成・派遣に要する経費

イ 柔道整復師班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費弁償

② 合同訓練時における応急救護活動の前①に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第10条 甲の要請に基づき乙が行った救護活動において従事者が負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は「東京都渋谷区防災従事者損害補償条例」(昭和41年渋谷区条例第25号)の規定に基づき甲が補償するものとする。

(細 目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第12条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成9年2月14日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都渋谷区富ヶ谷2丁目4番12号
東京都渋谷区柔道整復師会
代表者 支部長 松 岡 慶 樹

協定 2 8 災害時における動物救護活動についての協定書

災害時における動物救護活動についての協定書

渋谷区を「甲」とし、社団法人東京都獣医師会渋谷支部を「乙」とし、甲乙間において、災害時における動物救護に関する活動について、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関する事項を定める。

(動物救護活動の要請)

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害時動物救護活動組織に基づき動物救護活動を実施する。

(災害時動物救護計画の策定及び提出)

第2条 乙は、前条の動物救護活動を実施するため、災害時動物救護計画（以下「計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 第1項に定める計画は、次のとおりとする。

- (1) 要救護動物（飼主分明分及び飼主不明分動物）の概数
- (2) 動物の管理方法
- (3) 動物救護所の管理運営

(動物の救護場所)

第3条 乙所属の獣医師（以下「会員」という。）は、甲が指定する動物救護所等において、動物救護活動を実施するものとする。

(動物救護活動)

第4条 動物救護所等における動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療を要する負傷動物に対する応急処置。なお、医薬品等は乙の保有するものをもって充てるものとする。
- (2) 動物の飼養に関する指導・助言
- (3) 計画に基づく動物救護所の管理運営に関する指導・助言

(指揮命令)

第5条 動物救護所等に係る指揮命令及び動物救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(動物救護所等における費用)

第6条 動物救護所等における医療費は、原則として無料とする。

2 動物救護所等における飼料等は、甲が調達するものとする。

(合同訓練)

第7条 乙は、甲から要請のあった場合には、甲が実施する合同訓練に会員を参加させるとともに、当該訓練の中で、治療を要する動物が発生した場合の治療を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が動物救護活動を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

- (1) 動物救護班の編成・派遣に要する経費
- (2) 動物救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 合同訓練時において前条の規定による治療行為を行った場合の医薬品の実費弁償

第9条 甲の要請に基づき、乙が行った動物救護活動において、従事者が負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は「東京都渋谷区防災従事者補償条例」（昭和41年東京都渋谷区条例第25号）の例により補償を行うものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成9年5月26日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区恵比寿南三丁目6番8号
社団法人 東京都獣医師会渋谷支部
代表者 東京都獣医師会渋谷支部長 伊庭 高 義

協定 29 災害時における応急協力に関する覚書

災害時における応急協力に関する覚書

渋谷区（以下「甲」という。）と渋谷郵便局・代々木郵便局（以下「乙」という）は、災害時における情報収集その他協力事項に関し、次のとおり覚書を取り交すものとする。

（総 則）

第1条 この覚書は、渋谷区地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う活動に対する乙の協力内容に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号において定める被害をいう。

（協力）

第3条 乙は、渋谷区内に災害が発生し、甲の要請があったときは、以下の事項について協力するものとする。

- (1) 乙が収集した被災区民等の避難先及び被災状況の情報提供
- (2) 乙が所有する施設の避難所、物資集積場所等としての利用
- (3) 避難所等における臨時郵便差出箱の設置
- (4) その他甲の要請により乙が協力できる事項

（要請）

第4条 甲は、災害が発生し前条の規定による協力の必要が生じたときは、乙に対し協力要請をするものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲の要請に対し、可能な範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、第3条に規定する協力に要する経費について、その実費を負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（協力体制の整備）

第7条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙両者において相互の防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては渋谷区総務部防災課長、乙においては渋谷郵便局総務課長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第10条 この覚書の有効期間は、平成9年10月1日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月までに、甲、乙ならかの申出がないときは、この覚書は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記覚書の証として、覚書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年10月1日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都渋谷区渋谷一丁目12番13号
渋谷郵便局
代表者 渋谷郵便局長 佐 藤 幸 二

東京都渋谷区初台一丁目30番1号
代々木郵便局
代表者 代々木郵便局長 永 松 勝 和

協定 3 0 災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定書

災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定書

災害時における応急対策活動道路の確保に関し、東京都渋谷区（以下「甲」という。）と渋谷区建設業協会（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都渋谷区地域防災計画に基づき、乙の協力を得て、災害時において道路障害物を除去すること等により、応急対策活動に要する道路の確保を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、道路確保等について、甲から協力の要請があったときは、積極的に協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- ① 災害工作隊の出動
- ② 応急措置に必要な建設資器材の提供

（要請手続）

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、業務内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにして要請しなければならない。

2 乙に対する甲の要請手続は、東京都渋谷区災害対策本部条例施行規則（昭和38年東京都渋谷区規則第23号）に定める土木復旧部長が担当する。

（活動業務）

第4条 災害工作隊の業務は、障害物の除去及び道路の損壊箇所に対する応急措置（以下「応急活動」という。）とする。

（指 示）

第5条 乙の協力にかかる指示及び連絡調整については、甲が指定する区職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（対象道路）

第6条 災害時における応急活動の対象道路は、別紙のとおりとする。

（災害工作隊の活動体制）

第7条 乙は、災害工作隊の活動体制について、常に整備し、必要に応じて甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施したときに要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- ① 災害工作隊の出動に要する経費
- ② 建設資器材の提供に要する経費

（従事者の災害補償）

第9条 甲の要請に基づき、応急活動に従事した者が負傷し、若しくは病気にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年東京都渋谷区条例第25号）による。

（細 目）

第10条 この協定の実施に関する細目は、別添のとおりとする。

（協 議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成2年10月15日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区
区 長 天 野 房 三

乙 東京都渋谷区代々木三丁目38番10号
渋谷区建設業協会
会 長 吉 原 磯 吉

協定 3 1 災害時における重機類等の提供に関する協定

災害時における重機類等の提供に関する協定

東京都渋谷区（以下「甲」という。）と渋谷区建設業協会（以下「乙」という。）と渋谷区重機類等提供協力会（以下「丙」という。）との間において、災害時における重機類等の提供に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う応急対策活動に要する道路の確保作業（以下「道路確保作業」という。）で必要とする重機類等の提供について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 乙は、道路確保作業のため重機類等が必要になったときは、甲の指示により丙に対し重機類等の提供を要請するものとする。

（協力）

第3条 丙は、前条の要請があったときは、特別の理由のない限り重機類等の提供について協力するものとする。

（価格）

第4条 この協定に基づく重機類等の提供価格は、災害の発生した直前の時点における提供価格とする。

（費用負担）

第5条 乙が提供を要請した重機類等の提供に係る費用については、甲乙間において締結した災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定書第6条の規定に基づき、甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として、協定書4通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通保有する。

平成7年10月19日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区代々木三丁目38番10号
渋谷区建設業協会
会長 吉原 磯 吉

丙 渋谷区重機類等提供協力会（50音順）
東京都渋谷区東三丁目21番13号
株式会社 オマタ土鑛機商会
代表取締役社長 小俣 實

東京都渋谷区鶯谷町5番1号
渋谷重機株式会社
代表取締役社長 杉本 寿 征

協定 3 2 災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定書

災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定書

災害時における電気設備の復旧業務に関し、渋谷区（以下「甲」という。）と渋谷区災害電設協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、渋谷区の地域に災害が発生した場合に、甲が行う災害応急対策業務について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 乙の協力の内容は、区の設置する施設の電気設備の復旧業務及びこれに伴う資器材等の提供とする。

（要請の手続）

第 3 条 甲は、乙に対して要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明かにして要請しなければならない。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに協力隊を編成して出動するものとする。

（指揮命令）

第 4 条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

（報 告）

第 5 条 甲は、乙の提供した資器材等の数量及び作業内容について、報告を受けるものとする。

（費用弁償）

第 6 条 甲は、第 2 条に掲げる乙の協力に要した費用を負担する。

（従事者の損害補償）

第 7 条 甲の要請に基づき、電気設備の復旧業務に従事した者が当該業務遂行中の事故により、死亡し、又は障害を受けた場合は、「東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和 4 1 年東京都渋谷区条例第 2 5 号）」の例により、これを補償するものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、平成 8 年 3 月 1 9 日から平成 9 年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙からなんらかの申出がないときは、本協定は、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（細目協定）

第 9 条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第 1 0 条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、それぞれ押印の上、各 1 通を保有する。

平成 8 年 3 月 1 9 日

甲 東京都渋谷区宇田川町 1 番 1 号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都渋谷区東二丁目 2 6 番 1 7 号
渋谷区災害電設協力会
代表者 会 長 浜 田 茂 成

協定 3 3 災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定書

災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定書

災害時における応急対策活動道路等の確保に関し、渋谷区(以下「甲」という。)と渋谷区造園建設業防災協力会(以下「乙」という。)との間において、下記のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき、乙の協力を得て、災害時において通行の妨げとなる樹木の伐採、木造工作物の裁断撤去、その他道路等の障害物を除去すること等により、応急対策活動に要する道路等の確保を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、道路確保等について、甲から協力の要請があったときは、積極的に協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- ① 災害工作隊の出動
- ② 応急措置に必要な資器材の提供

(要請手続)

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、業務内容、日時、場所その他の必要事項を明らかにしなければならない。

2 乙に対する甲の要請は、渋谷区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長又は、本部員が要請を行うことができるものとする。

(活動業務)

第4条 災害工作隊の業務は、障害物の除去に関する応急措置(以下「応急活動」という。)とする。

(指示)

第5条 乙の協力にかかる甲の指示及び連絡調整については、甲が指定する区職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(対象道路等)

第6条 災害時における応急活動の対象道路は、渋谷区地域防災計画に定める緊急啓開道路とする。また、緊急啓開道路以外の対象物件については、甲乙協議のうえ応急活動を実施する。

(災害工作隊の活動体制)

第7条 乙は、災害工作隊の活動体制について、常に整備し、必要に応じて甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施したときに要する次の経費については、甲乙協議して定める。

- ① 災害工作隊の出動に要する経費
- ② 資器材の提供に要する経費

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請に基づき、応急活動に従事した者が負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、渋谷区防災従事者損害補償条例(昭和41年東京都渋谷区条例第25号)による。

(細目)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成13年7月3日から効力を発するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成13年7月3日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目61番5号
渋谷区造園建設業防災協力会
会長 加勢 充晴

協定 3 4 災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定書

災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定書

災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）に関し、東京都渋谷区（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会渋谷支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づく民間協力計画の一環として、災害時における輸送車両の確保に関し、区内運送業者との協力について、必要な事項を定めるものとする。

（業務の要請）

第 2 条 甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、この規定に基づく輸送車両及び運転者（以下「車両等」という。）が必要なときは、乙に対し、業務の内容、日時、場所を指定し、車両等の優先提供を要請するものとする。

2 前項の要請は、渋谷区地域防災計画に定める渋谷区各部の分掌事務に従い、総務部長が文書をもって行うものとする。ただし、災害の状況がひっ迫し、緊急を要する場合は、口頭で要請することができる。この場合、要請後速やかに文書をもって処理しなければならない。

（業務の実施）

第 3 条 乙は、甲による業務の実施要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

2 業務の実施は、総務部長の指示により行うものとする。

（費用負担）

第 4 条 この協定により、乙が実施する業務に要した次の各号に掲げる費用は、甲が負担する。

① 乙が供給した車両等の料金

② 業務の実施に係る高速道路等の通行料金及び有料駐車場の使用料金

（車両等の料金）

第 5 条 前条第 1 号に掲げる料金は、平成 2 年 8 月 1 5 日付関自貨 2 第 1550 号認可書に定める時間制運賃率の基準運賃表（割増運賃料金を含む。）によるものとする。

2 前項に掲げる認可書に定める基準運賃表が変更になったとき、又は新たな認可がなされたときの当該業務に係わる運賃は、変更後の認可または新たな認可に基づく基準運賃表によるものとする。

（費用の請求）

第 6 条 乙は、業務が終了した後速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求が会ったときは、その内容を確認のうえ支払うものとする。

（供給の継続）

第 7 条 乙の供給した車両が故障、その他の理由により運行を中断したときは、乙は、直ちに当該車両を交換し、その供給を継続しなければならない。

（報 告）

第 8 条 乙は、業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し直ちにその状況を報告しなければならない。

（賠 償）

第 9 条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害賠償）

第 1 0 条 この協定に基づく業務に従事した者が当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、負傷若しくは疾病により死亡若しくは、心身に著しい障害を生じたときは、「東京都渋谷区防災従事者損害補償条例」（昭和 4 1 年東京都渋谷区条例第 25 号）の規定に準じて、甲が補償する。

（提供可能車両等の報告）

第11条 乙は、この協定の締結にあたり災害時に提供可能な車両等を甲に報告するものとする。

(協定期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から昭和60年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日1か月前までに、甲又は乙のいずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

3 乙は、この協定締結の後毎年4月に前条の車両等を報告するものとする。

4 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記締結の証として、本協定を2通作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成4年7月8日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区
代表者 東京都渋谷区長 天 野 房 三

乙 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目29番2号
川本ビル2FD号
社団法人 東京都トラック協会渋谷支部
代表者 渋谷支部長 田 中 實

協定 3 5 災害救助犬の出動に関する協定

災害救助犬の出動に関する協定

渋谷区（以下「甲」という。）と社団法人ジャパンケンネルクラブ（以下「乙」という。）は、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定する。

（業務内容）

第1条 この協定による業務は、渋谷区内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認められた人命検索活動とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認められた場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 災害救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び検索範囲などを考慮し、その都度甲及び乙で協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定による出動の要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、災害救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、災害救助犬とともに出動したときは、消防署の現場指揮本部長の指示に従い人命検索活動を行うものとする。

2 前項の業務を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、消防署の現場指揮本部長が人命活動の終了を告げたとき、又は災害救助犬による人命活動の続行が不可能になったときとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害現場等における損害等）

第6条 この協定に基づく会員及び災害救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（会員等の名簿提出）

第7条 乙は、甲に毎年1回、会員及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

（連絡会）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施細目）

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成10年10月28日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉 基

乙 東京都千代田区神田須田町一丁目5番地
社団法人 ジャパンケンネルクラブ
理事長 経徳 禮文

協定 36 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定

渋谷区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給協力に関し次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、渋谷区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手續を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は、実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲に対して実施するものとする。

（要請手續）

第3条 前条の規定による甲の要請は、渋谷区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員からも要請を行うことができるものとする。

2 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後甲は、実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名、担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の組合員は、要請者の指示に従い、甲が設置する遺体収容所等への供給等に従事するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 供給した棺等葬祭用品の数等
- (2) 従事者の氏名
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、甲の要請事項に係る組合員の棺等葬祭用品の供給等実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲の要請事項に加え、乙が遺族等の要請により応急的な処理の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上で決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、関東ブロック各組合のほか、広域応援体制及び情報伝達態勢等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては全東京葬祭業連合会会長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲乙協議の上実施細目で定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年7月13日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成10年7月13日

甲	東京都渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区長	小倉基
乙	東京都文京区本駒込三丁目30番3号 全東京葬祭業連合会会長	神谷忠明
	東京都葬祭業協同組合理事長	神谷忠明
	山手葬祭業協同組合理事長	佐久間登
	東武葬祭業協同組合理事長	泉幸延
	東都聖典協同組合理事長	井上晴雄

協定 37 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

渋谷区（以下「甲」という。）と、社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における霊柩自動車輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、渋谷区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の搬送について、甲が乙に対して霊柩自動車等による遺体輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請することができること及びその場合の手続を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、輸送のための車両を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。

（要請手段）

第3条 前条の規定による甲の要請は、渋谷区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員からも要請を行うことができるものとする。

2 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後甲は、実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名、担当者氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する車両台数
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

（輸送業務）

第4条 甲の要請により輸送に従事する乙の協会員は、要請者の指示に従い、斎場等へ輸送業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、甲の要請事項に係る協会員の輸送協力実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲の要請事項に加え、乙が遺族等の要請により応急的な処理の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における関東運輸局長への届出運賃を基準にして、甲乙協議の上で決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、関東各支部のほか、広域応援体制及び情報伝達態勢等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては東京都支部長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、輸送活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第13条 災害対策本部長は、必要に応じ、乙の車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、災害対策本部長に職員の同乗を要請することができる。

(通 知)

第14条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第15条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第16条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲乙協議の上実施細目で定めるものとする。

(協 議)

第17条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく実施細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年7月13日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成10年7月13日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉基

乙 東京都新宿区四谷三丁目2番地
社団法人全国霊柩自動車協会
会長 岡 康 夫

協定 3 8 災害時における協力に関する協定

災害時における協力に関する協定

渋谷区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、渋谷区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める地震、風水害その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、災害時における甲の要請に対する乙の協力業務及びその他必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）

第 2 条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 遺体の安置に必要な施設の提供
- (2) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等の提供
- (3) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (4) 帰宅困難者のための施設の提供
- (5) 甲が設置した避難所における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の供給
- (6) 入浴サービス・シャンプーサービス等の各種サービス
- (7) 前 3 号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）

第 3 条 甲が乙に要請するにあたっては、次の掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、その後速やかに、協力要請書（第 1 号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の期日（又は期間）及び場所
- (5) その他必要な事項

（要請業務の実施）

第 4 条 乙は、甲の指示に従い、第 2 条の業務を実施するものとする。

（報 告）

第 5 条 乙は、第 2 条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、災害時要請業務実施報告書（第 2 号様式）を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条 第 2 条第 1 号に規定する業務に使用した資機材及び消耗品に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第 7 条 前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は甲に一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）

第 8 条 甲は、前条第 1 項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、30 日以内に支払うものとする。

（価格の決定）

第 9 条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における協力業務の円滑な実施を図るため、広域応援体制受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部防災課長とし、乙にあつては事務局専務理事とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(名簿の提出)

第13条 乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年3月末日までに甲に提出するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(実施日)

第15条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年3月31日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都虎ノ門五丁目13番1号
社団法人 全日本冠婚葬祭互助会
代表者 会 長 山 下 宗 吉

協定 39 災害時における水道設備等の復旧業務の協力に関する協定

災害時における水道設備等の復旧業務の協力に関する協定

災害時における水道設備等の復旧業務の協力に関し、渋谷区（以下「甲」という。）と渋谷区水道工事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、渋谷区の地域に災害が発生した場合に、甲が行う災害応急対策業務について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力の内容は、甲が災害応急対策業務を実施する施設の水道設備等の復旧業務及びこれに伴う資機材等の提供とする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに協力隊を編成して出動するものとする。

（指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

（報 告）

第5条 甲は、乙の提供した資機材等の数量及び作業内容について、報告を受けるものとする。

（費用弁償）

第6条 甲は、第2条に規定する乙の協力に要した費用を負担する。

（従事者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、水道設備等の復旧業務に従事した者が当該業務遂行中の事故により、死亡し、又は障害を受けた場合は、渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年渋谷区条例第25号）の例により、これを補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲乙から何らかの申出がないときは、本協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

（細目協定）

第9条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第10条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めがない事項又はこの協定及びこの協定に基づく細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ押印の上1通を保有する。

平成14年5月14日

甲 渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小倉 基

乙 渋谷区渋谷一丁目10番1号
渋谷区水道工事業協同組合
(16.5.27 渋谷区管工事業協同組合に変更)
代表者 理事長 並木 富吉

協定40 災害時における特別法律相談に関する協定書

災害時における特別法律相談に関する協定

渋谷区(以下「甲」という。)と渋谷法曹会(以下「乙」という。)とは、災害時における区民生活の速やかな復興を図るために、法律相談業務の適性かつ円滑な実施が必要であるとの共通認識の下、災害時における特別法律相談に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、渋谷区内で災害が発生した場合において、渋谷区地域防災計画に基づき、甲が実施する特別法律相談(以下「相談」という。)に係る弁護士の相談業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣の要請)

第2条 甲は、相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し、法律相談弁護士の派遣を要請するものとする。

(派遣計画の提出等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の派遣計画に基づいて、甲が指定する特別法律相談所に弁護士を派遣し相談に当たらせるものとする。

(相談の実施方法)

第4条 相談の実施方法は、平常時に甲が実施している区民法律相談の例によるものとする。

(連絡調整)

第5条 相談に係る連絡調整は、甲は企画部広報課長が、乙は幹事長が行う。

(相談の料金)

第6条 相談の料金は無料とし、相談者は負担を負わない。

(経費の負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が災害時の特別法律相談に係る弁護士の派遣に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(支援弁護士)

第8条 乙は乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談業務への協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請に基づき、相談業務に従事した弁護士に対する経費の負担、その他必要な事項は、乙所属の弁護士に係るものの例による。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、渋谷区防災従事者損害補償条例(昭和41年渋谷区条例第25号)の例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成16年6月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙代表者記名押印の上各1通を保有する。

平成16年6月1日

甲 渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 桑原敏武

乙 渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番14号702
渋谷法曹会
代表者 幹事長 藤井光春

協定 4 1 災害時における設計、調査等の応急対策業務に関する協定書

災害時における設計、調査等の応急対策業務に関する協定書

渋谷区長（以下「甲」という。）と社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部長（以下「乙」という。）は、渋谷区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害その他予期できない事象（以下「災害等」という。）により、甲が管理する道路、河川、橋梁その他土木施設（以下「土木施設」という。）に被害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「被災」という。）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、被災時において、甲が応急対策業務を実施するに当たり、乙はこれを支援するため、必要な機材又は技術者の確保及びその動員の方法を定め、甲及び乙が協力して被災の未然防止若しくは拡大防止又は早期復旧に資することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、被災時において、甲のみでは応急対策の実施が困難であり、乙の支援が必要であると認めるときは、乙に支援を要請することができるものとする。

2 甲の支援要請には、別表に掲げる者からの支援要請を含むものとする。

3 乙は、甲の支援要請に基づき、速やかに乙を構成する会員（以下「乙の会員」という。）に対し現地への出動を指示するとともに、現地へ派遣する会員名を甲へ通知するものとする。

4 災害等により甲が乙に連絡することが困難な場合又は緊急を要する場合において、甲は、乙の会員に直接支援要請を行うことができるものとする。

（支援要請の手続）

第3条 乙又は乙の会員に対する支援要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合又は乙若しくは乙の会員に対する支援要請を文書により行うことが著しく困難な場合は、口頭又は電話等で行うことができるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、甲は、支援要請に係る文書を、乙又は乙の会員に対して速やかに提出するものとする。

（業務の内容）

第4条 出動の指示又は支援要請を受けた乙の会員は、速やかに現地の状況を把握し、甲の指示により土木施設の設計、調査等の応急対策業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の会員が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（業務の実施体制）

第5条 乙は、前条の業務内容を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保及び動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した文書（以下「実施体制表」という。）を甲に提出するものとする。

2 前項に規定する実施体制表の内容に変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙の会員は、第4条の業務が終了したときは、甲に報告書を提出しなければならない。

（費用の負担及び支払い）

第7条 乙の会員が第4条の業務に要した費用は、甲が負担するものとし、乙の会員は、前条の報告書を提出する際、甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の会員から前項の請求があった場合には、甲の定める基準に基づき金額を確定し、速やかに支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い、乙又は乙の会員が第三者に損害等を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、当該損害等を与えた者が賠償しなければならない。

（従事者の損害補償）

第9条 甲の支援要請に基づき協力業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受

けた場合は、渋谷区防災従事者損害補償条例（平成18年渋谷区条例第48号）の例により、これを補償するものとする。

（読替規定）

第10条 第2条第2項の規定を適用する場合には、第2条から前条までの規定中「甲」を「別表に掲げる者」と読み替えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力及び更新）

第12条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成22年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲乙のいずれかから文書により更新をしない旨の通知がないときは、前項の規定にかかわらず、従前の協定と同一条件をもって更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成21年 5月 20日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 桑原 敏武

乙 東京都千代田区内神田二丁目7番10号
社団法人建設コンサルタンツ協会関東支部
支部長 友澤 武昭

協定 4 2 災害時における石油類等の優先供給に関する協定書

災害時における石油類等の優先供給に関する協定書

東京都渋谷区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合渋谷支部（以下「乙」という。）は、災害時における石油類等の優先供給に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う応急対策活動（以下「応急対策活動」という。）で必要とする車両用燃料及び発電機等に使用する燃料（以下「車両用等燃料」という。）の優先供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、応急対策活動のため車両用等燃料が必要となったときは、乙に対し、車両用等燃料の優先供給を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り車両等燃料の供給について協力するものとする。

（価格）

第4条 この協定に基づく車両用等燃料の価格は、災害が発生した直前の販売価格とする。

（請求）

第5条 乙は、甲に車両等燃料を引き渡したときにその代金を請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙から前条の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、車両用等燃料を輸送中に乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年渋谷区条例第25号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成7年7月13日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
東京都渋谷区
代表者 東京都渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都渋谷区猿楽町28番14号
東京都石油商業組合渋谷支部
代表者 渋谷支部長 森 平 芳 弘

協定 4 3 災害時における米穀供給協力に関する協定書

災害時における米穀供給協力に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と東京都渋谷区米穀小売商業組合（以下「乙」という。）は、食糧の応急給与を必要とする災害が発生した場合に、区民に対する食糧の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。なお、平成9年4月1日付で締結した「災害時における米穀供給協力に関する協定書」については、効力を失う。

記

（総 則）

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う食糧の供給活動に対する乙の協力内容に関し必要な事項を定める。

（協 力）

第2条 乙は、災害時に必要な区民の食糧の確保について、甲の要請に対し協力をするものとする。

2 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平常時から所属組合員（以下「組合員」という。）1店舗当たり平均 800 kg、組合全体として 72,000 kg（1,200 俵）の精米をランニングストックし、災害時には甲の要請に対し優先的に供給するものとする。

（要 請）

第3条 甲は、災害が発生し、精米を調達する必要が生じたときは、乙に対して供給の要請をするものとする。

2 要請にあたっては、必要数量、供給場所等についてその都度指示するものとする。

（供 給）

第4条 乙は、甲の要請に対して指定数量の精米を指定供給場所に搬入し、若しくは協力店舗において供給するものとする。

2 供給業務に従事する組合員は、甲の指示に従うものとする。

（調 査）

第5条 甲は、乙の組合員に対して毎年2回第2条第2項に掲げる数量について調査し、又は乙に調査を依頼することができるものとし、乙はこの調査に協力するものとする。

（価 格）

第6条 応急用精米の価格は、当該応急用の精米を必要とする災害が発生した直前の標準価格を基準として、甲乙協議のうえ定める。

2 乙は、第4条第1項の規定により、甲に応急用の精米を供給したときは、前項の規定の価格により甲にその代金を請求するものとする。

3 乙は、甲の要請により応急用の精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

（代金の支払）

第7条 甲は、乙から前条第2項及び第3項の規定により請求があったときはすみやかに所定の手続を経てその代金を支払うものとする。

（経費負担）

第8条 甲は、乙が第2条に規定する協力を要する経費の一部を予算の範囲内で負担するものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲の要請に基づき、応急用精米の供給業務に従事中乙の組合員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「渋谷区防災従事者損害補償条例」（昭和41年渋谷区条例第25号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協力店の表示）

第10条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に災害時協力店である旨の表示を行い地域住民に周知させるものとする。

（細 目）

第11条 この協定を実施するための必要な細目は別に定める。

（協 議）

第12条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年3月24日

甲 渋谷区
代表者 渋谷区長 桑原敏武

乙 東京都渋谷区米穀小売商業組合
代表者 組合長 藤木庸佑

協定 4 4 災害時におけるめん類等の供給に関する協定書

災害時におけるめん類等の供給に関する協定書

東京都渋谷区（以下「甲」という。）と東京都麺類協同組合代々木支部、原宿支部及び渋谷支部並びに東京都麺業連合協同組合代々木支部（以下「乙」という。）とは、災害時におけるめん類等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

第1条 甲は、災害時の応急対策活動において、めん類等の給食を必要とするときは乙に対しその供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請をうけたときは、特別の理由のない限り協力するものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力の内容は、めん類等の供給に関する、次に掲げる事項とする。

- ① 原材料の提供
- ② 設備機器類の提供
- ③ 労務の提供（①及び②に係る運搬を含む。）

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

（経費の負担）

第4条 甲は、乙が提供した原材料及び設備機器等に係る実費を弁償するものとする。

2 甲は、乙が原材料及び設備機器等の運搬に要した経費を負担するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、業務終了後前条に定める経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、めん類等の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年東京都渋谷区条例第25号）の例により、補償を行うものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成9年3月21日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲、乙なんらかの申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記協定の証として、協定書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年3月21日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都渋谷区代々木3丁目40番10号
東京都麺類協同組合 代々木支部
代表者 代々木支部長 大久保 三治郎

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目25番6号
東京都麺類協同組合 原宿支部
代表者 原宿支部長 石田 虎二

東京都渋谷区渋谷1丁目14番12号
東京都麺類協同組合 渋谷支部
代表者 渋谷支部長 平野 喜藏

東京都渋谷区富ヶ谷2丁目17番13号
東京都麺業連合協同組合 代々木支部
代表者 代々木支部長 渡辺 貴司

協定 4 5 災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書

災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社東急百貨店本店（以下「乙」という。）との間において、災害時における非常用食料及び日用品等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

第1条 甲は、災害時の応急対策活動において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の提供について協力するものとする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、災害時点において乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請及び供給の方法）

第3条 甲が乙に対し第2条で定める協力要請するときは、次に掲げる事項について文書により行うものとする。

(1) 物資の品目

(2) 供給場所

(3) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は甲より協力要請があった物資の品目について、その時点で供給可能な数量を甲の指定する場所に納めるものとする。ただし、納品場所及び方法については、被災の状況等を勘案し、甲乙協議の上で決定するものとする。

（価格）

第4条 この協定に基づく物資の価格は、災害が発生した直前の乙の売価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、甲の要請する物資を引渡したときは、その代金を請求するものとする。

2 甲は乙から前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、物資の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年渋谷区条例第25号）の例により、これを補償するものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成9年5月1日から平成10年4月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成9年5月1日

- 甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基
- 乙 東京都渋谷区道玄坂二丁目24番1号
株式会社 東急百貨店本店
代表者 取締役本店長 福 島 英 夫

別表（第2条関係）

主 食	米、アルファ米、粉乳、水
副 食	缶詰、梅干、佃煮、漬物
調 味 料	味噌、正油、塩、砂糖
衣 料 品	毛布、タオル、シャツ、下着類、作業衣、テント、軍手、サラン
日用品等	鍋、ハンゴ、ヤカン、バケツ、皿、茶碗、箸、スプーン、哺乳瓶、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、雨具、おむつ（紙）、生理用品、石鹼、ちり紙、ガスコンロ、ガスボンベ、ロープ、携帯電話

協定 4 6 災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書

災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社東急百貨店東横店（以下「乙」という。）との間において、災害時における非常用食料及び日用品等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

第1条 甲は、災害時の応急対策活動において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の提供について協力するものとする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、災害時点において乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請及び供給の方法）

第3条 甲が乙に対し第2条で定める協力要請するときは、次に掲げる事項について文書により行うものとする。

(1) 物資の品目

(2) 供給場所

(3) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は甲より協力要請があった物資の品目について、その時点で供給可能な数量を甲の指定する場所に納めるものとする。ただし、納品場所及び方法については、被災の状況等を勘案し、甲乙協議の上で決定するものとする。

（価格）

第4条 この協定に基づく物資の価格は、災害が発生した直前の乙の売価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、甲の要請する物資を引渡したときは、その代金を請求するものとする。

2 甲は乙から前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、物資の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年渋谷区条例第25号）の例により、これを補償するものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成9年5月1日から平成10年4月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成9年5月1日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都渋谷区渋谷二丁目24番1号
株式会社東急百貨店
常務取締役東横店長 風 間 篤 司

別表（第2条関係）

主 食 米、アルファ米、粉乳、水

副 食 缶詰、梅干、佃煮、漬物

調味料 味噌、正油、塩、砂糖

衣料品 毛布、タオル、シャツ、下着類、作業衣、テント、軍手、サラシ

日用品等 鍋、ハンゴ、ヤカン、バケツ、皿、茶碗、箸、スプーン、哺乳瓶、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、雨具、おむつ（紙）、生理用品、石鹼、ちり紙、ガスコンロ、ガスボンベ、ロープ、携帯電話

協定 4 7 災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書

災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社西武百貨店（以下「乙」という。）との間において、災害時における非常用食料及び日用品等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

第1条 甲は、災害時の応急対策活動において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の提供について協力するものとする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、災害時点において乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請及び供給の方法）

第3条 甲が乙に対し第2条で定める協力要請するときは、次に掲げる事項について文書により行うものとする。

(1) 物資の品目

(2) 供給場所

(3) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は甲より協力要請があった物資の品目について、その時点で供給可能な数量を甲の指定する場所に納めるものとする。ただし、納品場所及び方法については、被災の状況等を勘案し、甲乙協議の上で決定するものとする。

（価格）

第4条 この協定に基づく物資の価格は、災害が発生した直前の乙の売価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、甲の要請する物資を引渡したときは、その代金を請求するものとする。

2 甲は乙から前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、物資の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年渋谷区条例第25号）の例により、これを補償するものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成9年5月1日から平成10年4月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成9年5月1日

- 甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基
- 乙 東京都豊島区南池袋一丁目28番1号
株式会社 西武百貨店
代表者 代表取締役 米 谷 浩

別表（第2条関係）

主 食	米、アルファ米、粉乳、水
副 食	缶詰、梅干、佃煮、漬物
調 味 料	味噌、正油、塩、砂糖
衣 料 品	毛布、タオル、シャツ、下着類、作業衣、テント、軍手、サラン
日用品等	鍋、ハンゴ、ヤカン、バケツ、皿、茶碗、箸、スプーン、哺乳瓶、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、雨具、おむつ（紙）、生理用品、石鹼、ちり紙、ガスコンロ、ガスボンベ、ロープ、携帯電話

協定 4 8 災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書

災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社東急ハンズ渋谷店（以下「乙」という。）との間において、災害時における非常用食料及び日用品等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

第1条 甲は、災害時の応急対策活動において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の提供について協力するものとする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、災害時点において乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請及び供給の方法）

第3条 甲が乙に対し第2条で定める協力要請するときは、次に掲げる事項について文書により行うものとする。

(1) 物資の品目

(2) 供給場所

(3) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は甲より協力要請があった物資の品目について、その時点で供給可能な数量を甲の指定する場所に納めるものとする。ただし、納品場所及び方法については、被災の状況等を勘案し、甲乙協議の上で決定するものとする。

（価格）

第4条 この協定に基づく物資の価格は、災害が発生した直前の乙の売価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、甲の要請する物資を引渡したときは、その代金を請求するものとする。

2 甲は乙から前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、物資の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年渋谷区条例第25号）の例により、これを補償するものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成9年5月1日から平成10年4月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成9年5月1日

- 甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基
- 乙 東京都渋谷区宇田川町12番18号
株式会社 東急ハンズ渋谷店
代表者 常務取締役店長 河 野 精 一

別表（第2条関係）

主 食	米、アルファ米、粉乳、水
副 食	缶詰、梅干、佃煮、漬物
調味料	味噌、正油、塩、砂糖
衣料品	毛布、タオル、シャツ、下着類、作業衣、テント、軍手、サラシ
日用品等	鍋、ハンゴウ、ヤカン、バケツ、皿、茶碗、箸、スプーン、哺乳瓶、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、雨具、おむつ（紙）、生理用品、石鹼、ちり紙、ガスコンロ、ガスボンベ、ロープ、携帯電話

協定 4 9 災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書

災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社丸井渋谷店（以下「乙」という。）との間において、災害時における非常用食料及び日用品等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請及び協力）

第1条 甲は、災害時の応急対策活動において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の提供について協力するものとする。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、災害時点において乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請及び供給の方法）

第3条 甲が乙に対し第2条で定める協力要請するときは、次に掲げる事項について文書により行うものとする。

(1) 物資の品目

(2) 供給場所

(3) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は甲より協力要請があった物資の品目について、その時点で供給可能な数量を甲の指定する場所に納めるものとする。ただし、納品場所及び方法については、被災の状況等を勘案し、甲乙協議の上で決定するものとする。

（価格）

第4条 この協定に基づく物資の価格は、災害が発生した直前の乙の売価とする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、甲の要請する物資を引渡したときは、その代金を請求するものとする。

2 甲は乙から前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、物資の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、東京都渋谷区防災従事者損害補償条例（昭和41年渋谷区条例第25号）の例により、これを補償するものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成9年5月1日から平成10年4月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成9年5月1日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都渋谷区神南一丁目21番3号
株式会社 丸井渋谷店
代表者 岡 庭 文 次

別表（第2条関係）

主 食 米、アルファ米、粉乳、水

副 食 缶詰、梅干、佃煮、漬物

調味料 味噌、正油、塩、砂糖

衣料品 毛布、タオル、シャツ、下着類、作業衣、テント、軍手、サラシ

日用品等 鍋、ハンゴ、ヤカン、バケツ、皿、茶碗、箸、スプーン、哺乳瓶、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、雨具、おむつ（紙）、生理用品、石鹼、ちり紙、ガスコンロ、ガスボンベ、ロープ、携帯電話

協定50 災害時における井戸の使用に関する協定書

災害時における井戸の使用に関する協定書

災害時における豆腐製造業者所有の井戸の使用に関し、渋谷区（以下「甲」いう。）と東京都豆腐商工組合渋谷支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の協力を得て別紙に掲げる乙の組合員（以下「組合員」という。）所有の井戸を使用することにより、区民の生活用水等の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要があると認めたときは、乙に対し組合員所有の井戸の使用を要請する。

（協力）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、組合員所有の井戸を使用し、災害時の給水に協力する。

（周知）

第4条 甲は、組合員所有の井戸について、災害時協力井戸である旨の表示を行う等の方法により住民に周知を図るものとする。

（使用料）

第5条 災害時における井戸の使用に係る費用は、甲の負担とする。

（水質検査）

第6条 組合員所有の井戸に係る水質検査は、必要に応じて甲が実施する。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成8年9月18日から平成9年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間本協定を継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上決定する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成8年9月18日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目27番3号
東京都豆腐商工組合渋谷支部
代表者 支部長 大屋 喜代一

協定 5 1 災害時における井戸の使用に関する協定書

災害時における井戸の使用に関する協定書

災害時における公衆浴場所所有の井戸の使用に関し、渋谷区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業環境衛生同業組合渋谷支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の協力を得て別紙に掲げる乙の組合員（以下「組合員」という。）所有の井戸を使用することにより、区民の生活用水等の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要があると認めたときは、乙に対し組合員所有の井戸の使用を要請する。

（協力）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、組合員所有の井戸を使用し、災害時の給水に協力する。

（周知）

第4条 甲は、組合員所有の井戸について、災害時協力井戸である旨の表示を行う等の方法により住民に周知を図るものとする。

（使用料）

第5条 災害時における井戸の使用に係る費用は、甲の負担とする。

（水質検査）

第6条 組合員所有の井戸に係る水質検査は、必要に応じて甲が実施する。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成8年9月25日から平成9年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間この協定を継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義を生じたときは、甲・乙協議の上決定する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有する。

平成8年9月25日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区富ヶ谷一丁目2番10号
東京都公衆浴場業環境
衛生同業組合渋谷支部
代表者 支部長 佐近丸彦

協定 5 2 災害時における飲料の提供協力に関する協定

災害時における飲料の提供協力に関する協定

渋谷区（以下「甲」という。）とカルピス株式会社（以下「乙」という。）とは、渋谷区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う飲料の供給活動等に対する乙の協力内容、その他必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）

第2条 乙の協力業務の内容は、容器入り飲料30,000本の提供とする。

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、乙の協力の必要が生じたときは、乙に対して協力の要請をするものとする。

2 要請に当たっては、その都度、数量及び輸送場所を指定するものとする。

3 甲は、乙が災害時に甚大な被害を受けた場合は、乙に要請を行わない。また、甲は、災害時に乙が被害を受けている場合には、前条に定める提供する容器入り飲料に影響があることをあらかじめ了解する。

4 甲は、前条に定める本数を超える数量の容器入り飲料の提供を必要とする場合には、乙へ協力を要請する。

（協力業務の実施）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、総数30,000本の容器入り飲料のうち、甲の指定する数量を、甲の指定する輸送場所に最も早い手段により、優先的に提供するものとする。ただし、やむを得ない事情により、容器入り飲料の数量を確保できない場合は、確保できる数量を提供するものとする。

（容器入り飲料の範囲）

第5条 甲が乙に対して供給を要請する容器入り飲料は、原則として、災害時の飲料として適当な飲料とする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する業務に要した経費は、乙が負担するものとする。

2 第3条第4項に規定する要請による業務の経費は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては危機管理対策部防災課長とし、乙にあつては危機・リスク管理に関する事項を担当する部門の長とする。

（従事者の損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、協力業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は障害を受けた場合は、渋谷区防災従事者損害補償条例（平成18年渋谷区条例第48号）の例により、これを補償するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙から協定を継続しない旨の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月28日

- 甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 桑原敏武
- 乙 東京都渋谷区恵比寿南二丁目4番1号
カルピス株式会社
代表者 代表取締役社長 山田藤男

協定 5 3 災害時における食料等の提供協力に関する協定

災害時における食料等の提供協力に関する協定

渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社中村屋（以下「乙」という。）は、渋谷区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害等が発生した時（以下「災害時」という。）における食料等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う食料等の供給活動等に対する乙の協力内容及びその他必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力の内容は、乙の製造販売する食料等の提供とする。

（要 請）

第3条 甲は、災害時において食料等を確保する必要があるときは、乙に対して、その提供について協力を要請するものとする。

2 災害時に、渋谷区内に甚大な被害が生じ、通信手段が途絶するなどの事態により、甲から乙に対して、協力要請ができない場合には、協力要請があったものとみなす。

3 乙が災害時に甚大な被害を受けた場合は、甲は、乙に要請を行わないものとする。

（協力業務の実施）

第4条 乙は、甲の要請に従い、第2条の協力を行うものとする。

2 乙は、食料等について、乙の東京事業所（東京都渋谷区笹塚一丁目50番9号）等における流通在庫を活用し、最も早い手段により、甲の指定する場所へ、確保可能な数量を提供するものとする。ただし、乙の事業継続を妨げない範囲とする。

3 前項において、前条第2項の場合には、乙の判断により提供する場所を定めるものとする。

4 第2項による提供のうえ、なお甲が、乙による食料等の提供を必要とする場合には、甲は、乙へ協力を要請できるものとする。要請に当たっては、その都度、数量及び輸送場所を指定するものとする。

（経費の負担）

第5条 前条第2項に規定する業務に要した経費は、乙が負担するものとする。

2 前条第4項に規定する業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては危機管理対策部防災課長とし、乙にあつては総務人事部長とする。

（従事者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、協力業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、渋谷区防災従事者損害補償条例（平成18年渋谷区条例第48号）の例により、これを補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙から協定を継続しない旨の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 3月31日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 桑原敏武

乙 東京都新宿区新宿三丁目26番13号
株式会社中村屋
代表者 代表取締役社長 長沼誠

協定 5 4 災害時における食料等の提供協力に関する協定

災害時における食料等の提供協力に関する協定

渋谷区(以下「甲」という。)と佐藤食品工業株式会社(以下「乙」という。)は、渋谷区内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害等が発生した時(以下「災害時」という。)における食料等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う食料等の供給活動に対する乙の協力内容及びその他必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は、乙の製造販売する食料等の提供とする。

(要 請)

第3条 甲は、災害時において食料等を確保する必要があるときは、乙に対して、その提供について協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請手続は、電話・ファクシミリ等により行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(協力業務の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、第2条の協力をを行うものとする。

2 食料等の運搬手段については、原則として甲が確保するものとする。ただし、甲が運搬手段について確保できない場合においては、乙は可能な範囲内において、これに協力するものとする。

(食料等の指定)

第5条 甲が乙に要請する災害時の食料等は、被害の状況に応じ、乙が供給できる食料等の中から甲が指定するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に規定する食料等の提供に要した経費は、甲が負担するものとする。

(従事者の損害賠償)

第7条 甲の要請に基づき、協力業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により死亡し、又は傷害を受けた場合は、渋谷区防災従事者損害補償条例(平成18年渋谷区条例第48号)の例により、これを補償するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日1か月前までに、甲又は乙から協定を継続しない旨の申し出がないときは、5年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義の生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月 4日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 桑原敏武

乙 新潟県新潟市東区宝町13番5号
佐藤食品工業株式会社
代表者 代表取締役社長 佐藤元

協定 5 5 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

渋谷区長を「甲」とし、〇〇〇を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり帰宅困難者支援(受入)施設(以下「支援(受入)施設」という。)としての乙の管理する〇〇〇施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、「渋谷区震災対策総合条例」第38条の二の規定に基づき、大規模地震の警戒宣言発令時及び突発地震時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者(以下「帰宅困難者」という。)を支援することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の内容)

第2条 乙は、災害時、帰宅困難者に対する支援の準備が整い次第、開放可能な場所から、次の各号のうち、可能な範囲の支援を行うものとする。

- (1) 一時収容(休憩)場所の提供
- (2) トイレの提供
- (3) テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報及び地図等による帰宅可能な道路に関する情報等の提供
- (4) 誘導等案内
- (5) 飲料、食料等の提供

2 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

(支援の実施)

第3条 乙が、支援を開始するときは、受入場所、受入可能人数、支援の内容等を電子メール等により甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに乙の通知した受入場所、受入可能人数、支援の内容等を区ホームページ等で周知するものとする。

3 乙は、通信の途絶等の事由により、第1項の通知を行うことができないときは、第1項の規定にかかわらず、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。この場合、できるだけ早い時期に甲に対し第1項の通知をするものとする。

(情報共有体制の確保)

第4条 甲と乙は帰宅困難者の滞留状況、受入状況、地域情報等について、電子メール等により逐次情報の共有に努めるものとする。

2 乙は、甲の問合せを待たずに、第1項に定める情報を逐次甲に提供するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(平常時の周知連携)

第6条 甲及び乙は、「支援(受入)施設」を近隣事業者及び住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換、訓練等を実施するなど連携強化に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 桑原敏武

乙 〇〇〇
〇〇〇 〇〇〇〇

協定 5 6 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と渋谷区ヒカリエ管理組合（以下「乙」という。）は、地震の発生等により交通が途絶した場合（以下「災害発生時」という。）において、帰宅することが困難となったもの（以下「帰宅困難者」という。）に対する支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第1条 乙は、災害発生時の帰宅困難者に対して、渋谷ヒカリエ（渋谷区渋谷二丁目21番1号）内において、次の支援を行うものとする。

(1) 一時収容（休憩）場所の提供

別紙平面図に示すアーバンコア（B3F、2F、3F、4F）、ホワイエ（9F、13F、14F、15F、16F）及び東側デッキ（3F）の一時収容（休憩）場所としての提供並びに当該平面図に示すエキシビジョンホール（9F）及び劇場（13F、14F、15F、16F）の館内損傷状況や、営業状況等を鑑みた協力可能な場合における一時収容（休憩）場所としての提供

(2) トイレの開放

別紙平面図に示す災害時（断水時）にも利用可能なトイレ（2F、9F、13F、14F、16F）の開放

(3) 飲料水、食料等の備蓄及び提供

別紙平面図に示す防災備蓄倉庫（10F）にあらかじめ備蓄した別紙備蓄品一覧に定める物資の提供

(4) 情報の提供、誘導案内等

別紙平面図に示す補給施設周辺に災害時サービス拠点（1F）の設置並びに館内情報、電車及びバスの運行情報、周辺道路の火災情報、支援施設開設情報その他の防災情報の提供及び誘導案内

（支援の実施）

第2条 乙は、前条に規定する支援を行うときは、受入場所、受入可能人数、支援の内容等を電子メール等によりあらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、通信の途絶等の事由により、前項の通知を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、自主的に支援を行うことができるものとし、通信の途絶が回復したときは、速やかに甲に対し同項の通知をするものとする。

3 甲は、前2項の規定による通知を受けたときは、速やかに乙の通知した受入場所、受入可能人数、支援の内容等を区のホームページ等で周知するものとする。

（情報共有及び連携）

第4条 乙は、渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会及び鉄道事業者等防災関係機関と第1条第4号に規定する防災情報を共有し、渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会と連携して帰宅困難者に対する支援を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第1条に規定する支援の実施に要する費用は、全て乙の負担とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から協定を継続しない旨の申し出がないときは、更に10年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年5月27日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 桑原敏武

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号
渋谷ヒカリエ管理組合
管理者 東京急行電鉄株式会社
取締役社長 野本弘文

協定 5 7 帰宅困難者支援に関する協定書

帰宅困難者支援に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と社団法人東京都宅地建物取引業協会渋谷区支部（以下「乙」という。）は、帰宅困難者支援の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が、震度5弱以上の地震等により交通が途絶した場合において、徒歩で帰宅する者（以下「帰宅困難者」という。）への支援を、地域貢献として実施するために、必要な事項を定める。

（協力店の指定）

第2条 乙は、支援の実施可能な会員の店舗（以下「協力店」という。）を指定し、甲に届け出るものとする。

2 協力店は、店舗の入り口等に協力店である旨の表示を行い、周知を図るものとする。

（支援の内容）

第3条 協力店が行う支援は次のとおりとし、協力店は支援の準備が整い次第、その全部又は一部を行うものとする。

- (1) トイレの開放
- (2) 一時休憩場所の提供
- (3) 飲料、備蓄食料等の提供
- (4) 情報の提供

（支援状況等の報告）

第4条 乙は、支援状況、帰宅困難者の状況、地域情報等について、電子メール等により甲に報告するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成24年1月25日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区長 桑原敏武

乙 社団法人全日本不動産協会東京都本部渋谷支部

支部長 高橋民雄

協定 5 8 帰宅困難者支援に関する協定書

帰宅困難者支援に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と社団法人東京都宅地建物取引業協会渋谷区支部（以下「乙」という。）は、帰宅困難者支援の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が、震度5弱以上の地震等により交通が途絶した場合において、徒歩で帰宅する者（以下「帰宅困難者」という。）への支援を、地域貢献として実施するために、必要な事項を定める。

（協力店の指定）

第2条 乙は、支援の実施可能な会員の店舗（以下「協力店」という。）を指定し、甲に届け出るものとする。

2 協力店は、店舗の入り口等に協力店である旨の表示を行い、周知を図るものとする。

（支援の内容）

第3条 協力店が行う支援は次のとおりとし、協力店は支援の準備が整い次第、その全部又は一部を行うものとする。

- (1) トイレの開放
- (2) 一時休憩場所の提供
- (3) 飲料、備蓄食料等の提供
- (4) 情報の提供

（支援状況等の報告）

第4条 乙は、支援状況、帰宅困難者の状況、地域情報等について、電子メール等により甲に報告するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成24年1月25日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号

渋谷区長 桑原敏武

乙 社団法人東京都宅地建物取引業協会渋谷区支部

支部長 新居常男

協定59 災害時における緊急放送に関する協定書

災害時における緊急放送に関する協定書

渋谷区(以下「甲」という。)と株式会社〇〇〇(以下「乙」という。)は、災害時における緊急放送(以下「災害時緊急放送」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、区民及び来街者に対し、帰宅困難者向けの情報その他の災害及び防災に関する文字及び映像による情報(以下「災害情報」という。)を迅速に提供することにより、災害による被害の軽減を図り、もって区民及び来街者の安全確保に寄与することを目的とする。

(災害時緊急放送の実施)

第2条 乙は、次の施設において災害時緊急放送を実施する。

- (1) 〇〇〇 渋谷区〇〇〇

(放送の基準)

第3条 災害時緊急放送は、次の各号のいずれかに該当するときに実施するものとする。

- (1) 甲において災害対策本部が設置され、区民及び来街者に対し緊急に災害情報を伝達する必要があるとき。
- (2) 前号にかかわらず、災害時において、緊急に災害情報を伝達しなければ区内の被害が増大し、区民及び来街者が混乱に陥るおそれがあると甲が判断したとき。

(災害時緊急放送の運用)

第4条 乙は、電子メール等による甲からの要請により災害時緊急放送を実施するものとする。

2 乙は、甲から災害時緊急放送の要請を受けたときは、電源、ネットワークの不通、及び災害時緊急放送の開始作業が行なえない状況により、正常放送を維持できないなど、特に業務上の支障その他のやむを得ない事由のない限り、第2条の施設において災害時緊急放送を実施するものとする。

3 災害時緊急放送の露出時間及び乙の方針による放送休止については、甲乙協議の上決定することとする。

4 乙は、緊急性を要する場合、通信の途絶等の事由により甲からの要請がないときには、第1項及び次条の規定にかかわらず、自主的に可能な範囲において災害時緊急放送を実施することができるものとする。

(災害時緊急放送の内容)

第5条 乙は、次の各号のうちいずれかの内容を放送するものとし、放送内容は甲乙協議の上決定するものとする。

- (1) NHK非常災害時緊急放送
- (2) 甲が事前に用意し入稿した災害情報
- (3) 甲が随時提供するリアルタイムの災害情報

(報告)

第6条 乙は災害緊急放送を実施したときは、甲に対し電子メール等により報告するものとする。

2 通信の途絶等の事由により、前項の報告を行うことができない場合、可能な限り早い時期に甲に対し前項の報告をするものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づく業務に関する経費は、乙が負担する。

(平常時の連携)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を図り、訓練等を実施するなど連携強化に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から協定を継続しない旨の申出がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に対し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 3月12日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 桑原敏武

乙

協定 6 0 災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関し、渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社渋谷都市整備公社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づく民間協力計画の一環として、災害時における応急対策業務に関する協力を求める場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

（要請の内容）

第3条 乙は、前条の場合、甲の災害応急活動に協力するため、乙の社員（甲から派遣された職員を含む。以下同じ。）を次の各号に掲げる職務に従事させるものとする。ただし、乙は、乙の業務上特に支障があると認められたときは、甲に通知することにより、必要な社員を除くことができる。

一 渋谷区職員緊急非常配備態勢の確立及び運営要綱に定める緊急非常配備要員の職務

二 渋谷区震災対策総合条例施行規則に定める災害対策本部の職員の職務

2 乙は、甲が実施する防災訓練に対する要請があったときは、業務上支障がない限り乙の社員に従事させるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、乙は、甲からの要請に基づき、甲の災害応急活動について必要な協力を行うものとする。

（対象職員）

第4条 前条第1項各号の対象となる乙の社員は、次の各号に定めるとおりとする。

一 第1号の職務に従事する社員 同号に掲げる要綱の対象者の例によるものとし、甲からの通知に基づき乙が指定する。

二 第2号の職務に従事する社員 同号に掲げる規則に定めるところの例によるものとし、具体的な社員の範囲、所属等については、甲乙協議のうえ定める。

（通 知）

第5条 甲は、乙の社員を第3条第1項各号に掲げる職務に配置させたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく業務に関する経費は、甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協 議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定は、本協定締結日より適用する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年10月9日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都渋谷区神南一丁目6番6号 オザワビル5F
株式会社 渋谷都市整備公社
代表取締役社長 桑 原 敏 武

協定 6 1 災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関し、渋谷区（以下「甲」という。）と株式会社渋谷サービス公社（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づく民間協力計画の一環として、災害時における応急対策業務に関する協力を求める場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

（要請の内容）

第3条 乙は、前条の場合、甲の災害応急活動に協力するため、乙の社員（甲から派遣された職員を含む。以下同じ。）を次の各号に掲げる職務に従事させるものとする。ただし、乙は、乙の業務上特に支障があると認められたときは、甲に通知することにより、必要な社員を除くことができる。

一 渋谷区職員緊急非常配備態勢の確立及び運営要綱に定める緊急非常配備要員の職務

二 渋谷区震災対策総合条例施行規則に定める災害対策本部の職員の職務

2 乙は、甲が実施する防災訓練に対する要請があったときは、業務上支障がない限り乙の社員に従事させるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、乙は、甲からの要請に基づき、甲の災害応急活動について必要な協力を行うものとする。

（対象職員）

第4条 前条第1項各号の対象となる乙の社員は、次の各号に定めるとおりとする。

一 第1号の職務に従事する社員 同号に掲げる要綱の対象者の例によるものとし、甲からの通知に基づき乙が指定する。

二 第2号の職務に従事する社員 同号に掲げる規則に定めるところの例によるものとし、具体的な社員の範囲、所属等については、甲乙協議のうえ定める。

（通知）

第5条 甲は、乙の社員を第3条第1項各号に掲げる職務に配置させたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく業務に関する経費は、甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、本協定締結日より適用する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年10月9日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区神南一丁目6番6号 オザワビル5F
株式会社 渋谷サービス公社
代表取締役 肥後 慶幸

協定 6 2 災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関し、渋谷区（以下「甲」という。）と渋谷区勤労者共済会（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づく民間協力計画の一環として、災害時における応急対策業務に関する協力を求める場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

（要請の内容）

第3条 乙は、前条の場合、甲の災害応急活動に協力するため、乙の職員（甲から派遣された職員を含む。以下同じ。）を次の各号に掲げる職務に従事させるものとする。ただし、乙は、乙の業務上特に支障があると認められたときは、甲に通知することにより、必要な職員を除くことができる。

一 渋谷区職員緊急非常配備態勢の確立及び運営要綱に定める緊急非常配備要員の職務

二 渋谷区震災対策総合条例施行規則に定める災害対策本部の職員の職務

2 乙は、甲が実施する防災訓練に対する要請があったときは、業務上支障がない限り乙の職員に従事させるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、乙は、甲からの要請に基づき、甲の災害応急活動について必要な協力を行うものとする。

（対象職員）

第4条 前条第1項各号の対象となる乙の職員は、次の各号に定めるとおりとする。

一 第1号の職務に従事する職員 同号に掲げる要綱の対象者の例によるものとし、甲からの通知に基づき乙が指定する。

二 第2号の職務に従事する職員 同号に掲げる規則に定めるところの例によるものとし、具体的な職員の範囲、所属等については、甲乙協議のうえ定める。

（通知）

第5条 甲は、乙の職員を第3条第1項各号に掲げる職務に配置させたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく業務に関する経費は、甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、本協定締結日より適用する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年10月9日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉基

乙 東京都渋谷区神南一丁目19番8号 勤労福祉会館内
渋谷区勤労者共済会
(17.7.1 社渋谷区勤労者福祉振興公社に変更)
理事長 石川喜市

協定63 災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関し、渋谷区（以下「甲」という。）と社団法人 渋谷区シルバー人材センター（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づく民間協力計画の一環として、災害時における応急対策業務に関する協力を求める場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

（要請の内容）

第3条 乙は、前条の場合、甲の災害応急活動に協力するため、乙の職員（甲から派遣された職員を含む。以下同じ。）を次の各号に掲げる職務に従事させるものとする。ただし、乙は、乙の業務上特に支障があると認められたときは、甲に通知することにより、必要な職員を除くことができる。

一 渋谷区職員緊急非常配備態勢の確立及び運営要綱に定める緊急非常配備要員の職務

二 渋谷区震災対策総合条例施行規則に定める災害対策本部の職員の職務

2 乙は、甲が実施する防災訓練に対する要請があったときは、業務上支障がない限り乙の職員に従事させるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、乙は、甲からの要請に基づき、甲の災害応急活動について必要な協力を行うものとする。

（対象職員）

第4条 前条第1項各号の対象となる乙の職員は、次の各号に定めるとおりとする。

一 第1号の職務に従事する職員 同号に掲げる要綱の対象者の例によるものとし、甲からの通知に基づき乙が指定する。

二 第2号の職務に従事する職員 同号に掲げる規則に定めるところの例によるものとし、具体的な職員の範囲、所属等については、甲乙協議のうえ定める。

（通知）

第5条 甲は、乙の職員を第3条第1項各号に掲げる職務に配置させたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく業務に関する経費は、甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、本協定締結日より適用する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年10月9日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目21番7号
社団法人 渋谷区シルバー人材センター
会長 杉野森 留五郎

協定64 災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関し、渋谷区（以下「甲」という。）と社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づく民間協力計画の一環として、災害時における応急対策業務に関する協力を求める場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

（要請の内容）

第3条 乙は、前条の場合、甲の災害応急活動に協力するため、乙の職員（甲から派遣された職員を含む。以下同じ。）を次の各号に掲げる職務に従事させるものとする。ただし、乙は、乙の業務上特に支障があると認められたときは、甲に通知することにより、必要な職員を除くことができる。

一 渋谷区職員緊急非常配備態勢の確立及び運営要綱に定める緊急非常配備要員の職務

二 渋谷区震災対策総合条例施行規則に定める災害対策本部の職員の職務

2 乙は、甲が実施する防災訓練に対する要請があったときは、業務上支障がない限り乙の職員に従事させるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、乙は、甲からの要請に基づき、甲の災害応急活動について必要な協力を行うものとする。

（対象職員）

第4条 前条第1項各号の対象となる乙の職員は、次の各号に定めるとおりとする。

一 第1号の職務に従事する職員 同号に掲げる要綱の対象者の例によるものとし、甲からの通知に基づき乙が指定する。

二 第2号の職務に従事する職員 同号に掲げる規則に定めるところの例によるものとし、具体的な職員の範囲、所属等については、甲乙協議のうえ定める。

（通知）

第5条 甲は、乙の職員を第3条第1項各号に掲げる職務に配置させたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく業務に関する経費は、甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、本協定締結日より適用する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年10月9日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所内
社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会
会長 瀧島 久治

協定 6 5 災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関し、渋谷区（以下「甲」という。）と社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づく民間協力計画の一環として、災害時における応急対策業務に関する協力を求める場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

（要請の内容）

第3条 乙は、前条の場合、甲の災害応急活動に協力するため、乙の職員（甲から派遣された職員を含む。以下同じ。）を次の各号に掲げる職務に従事させるものとする。ただし、乙は、乙の業務上特に支障があると認められたときは、甲に通知することにより、必要な職員を除くことができる。

一 渋谷区職員緊急非常配備態勢の確立及び運営要綱に定める緊急非常配備要員の職務

二 渋谷区震災対策総合条例施行規則に定める災害対策本部の職員の職務

2 乙は、甲が実施する防災訓練に対する要請があったときは、業務上支障がない限り乙の職員に従事させるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、乙は、甲からの要請に基づき、甲の災害応急活動について必要な協力を行うものとする。

（対象職員）

第4条 前条第1項各号の対象となる乙の職員は、次の各号に定めるとおりとする。

一 第1号の職務に従事する職員 同号に掲げる要綱の対象者の例によるものとし、甲からの通知に基づき乙が指定する。

二 第2号の職務に従事する職員 同号に掲げる規則に定めるところの例によるものとし、具体的な職員の範囲、所属等については、甲乙協議のうえ定める。

（通知）

第5条 甲は、乙の職員を第3条第1項各号に掲げる職務に配置させたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく業務に関する経費は、甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、本協定締結日より適用する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年10月9日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小倉 基

乙 東京都渋谷区代々木三丁目35番1号
社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団
理事長 桑原 敏武

協定 6 6 災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関し、渋谷区（以下「甲」という。）と財団法人 渋谷区美術振興財団（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、渋谷区地域防災計画に基づく民間協力計画の一環として、災害時における応急対策業務に関する協力を求める場合において、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

（要請の内容）

第3条 乙は、前条の場合、甲の災害応急活動に協力するため、乙の職員（甲から派遣された職員を含む。以下同じ。）を次の各号に掲げる職務に従事させるものとする。ただし、乙は、乙の業務上特に支障があると認められたときは、甲に通知することにより、必要な職員を除くことができる。

一 渋谷区職員緊急非常配備態勢の確立及び運営要綱に定める緊急非常配備要員の職務

二 渋谷区震災対策総合条例施行規則に定める災害対策本部の職員の職務

2 乙は、甲が実施する防災訓練に対する要請があったときは、業務上支障がない限り乙の職員に従事させるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、乙は、甲からの要請に基づき、甲の災害応急活動について必要な協力を行うものとする。

（対象職員）

第4条 前条第1項各号の対象となる乙の職員は、次の各号に定めるとおりとする。

一 第1号の職務に従事する職員 同号に掲げる要綱の対象者の例によるものとし、甲からの通知に基づき乙が指定する。

二 第2号の職務に従事する職員 同号に掲げる規則に定めるところの例によるものとし、具体的な職員の範囲、所属等については、甲乙協議のうえ定める。

（通 知）

第5条 甲は、乙の職員を第3条第1項各号に掲げる職務に配置させたときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく業務に関する経費は、甲が負担する。

2 経費負担の方法、請求手続その他必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協 議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定は、本協定締結日より適用する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年10月9日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区長 小 倉 基

乙 東京都渋谷区松濤二丁目14番14号
財団法人 渋谷区美術振興財団
副理事長 辻 本 弘 明

協定 6 7 起震車の運用に関する協定書

起震車の運用に関する協定書

東京都渋谷区（以下「甲」という。）所有する起震車の運用について、渋谷消防署（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲の所有する起震車を、乙が運用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（運用の原則）

第2条 甲の有する起震車の運用については、東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号 以下「条例」という。）の規定に基づき、区民等の防災行動力の向上を図り、地震発生時の被害を軽減するため、甲、乙が相互に協力して、適性かつ円滑に行うものとする。

（運用区域）

第3条 起震車を運用する区域は、原則として渋谷区の区域とする。

（運用条件）

第4条 起震車は、次の場合に運用するものとする。

- ① 条例に規定する防災訓練
- ② 各事業所で行う自営防災訓練
- ③ 前2号ほか、甲が認めたその他の訓練等

（運用要領）

第5条 起震車の運転、起震機能の操作及び取扱（区民等に対する体験教育等）については、乙が実施するものとする。

（車両の保管）

第6条 起震車は、甲の依頼により乙が保管するものとする。

（運用手続）

第7条 運用の申請は、別記様式により甲または乙が、受け付けるものとする。

2 申請を受けた甲は、その実施を乙に依頼するものとする。また、申請を受けた乙は、その旨を甲に連絡するものとする。

（維持管理）

第8条 起震車の維持管理及び運用に要する経費は、人件費を除き甲において全額負担するものとする。

2 起震車の使用後点検等は、乙の責任において行うものとする。

3 使用中又は使用後点検において、故障又は損傷を発見したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲において修理の責任を持つものとする。

（損害賠償等）

第9条 起震車を運用中に住民・事業所従業員及び甲・乙の職員等が負傷し、又は死亡した場合の処理主体は次のとおりとする。

	主催者	甲	甲・乙	乙
負傷者等		甲	甲・乙	乙
住民・事業所従業員等		甲		
甲の職員		甲		
乙の職員		乙		

2 起震車の走行中に発生した交通事故に関する損害賠償については、甲の責任において処理する。

3 前項の甲が行う損害賠償についての交渉は、乙は協力するものとする。

4 第2項の交通事故が生じた場合は、乙は、甲に速やかに報告するものとする。

（協 議）

第10条 この協定について定めのない事項については、甲・乙両者協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定書の有効期限は、起震車運用開始の日から、平成3年3月31日までとする。ただし、期限満了の3ヶ月前までに、甲・乙から申し出がないときは、同一内容をもって1年間更新するものとし、以後同様とする。

（協定書）

第12条 この協定書は、2通作成し、甲・乙両名記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成2年9月1日

甲 東京都渋谷区長 天 野 房 三

乙 渋谷消防署長 加 藤 静 男

協定 6 8 防災啓発及び安全安心活動並びに災害時における理容業務活動の相互協力に関する協定書

防災啓発及び安全安心活動並びに災害時における理容業務活動の相互協力に関する協定書

渋谷区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合渋谷支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平常時の地域防災啓発活動と安全安心なまちづくりのための相互協力による区民の防災意識の向上と、災害時の理容業務活動の協力による災害時における区民の安定した生活確保を目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲乙の協力内容は次のとおりとし、内容については別途実施細目を締結する。

- (1) 防災啓発活動の実施
- (2) 災害時における理容業務の提供
- (3) 理容業務に必要な資器材及び消耗品の提供
- (4) 児童の安全対策の協力

（平常時の協力）

第3条 平常時、乙は、前条第1号及び第4号の協力に当たり、甲から必要な情報を受けるものとする。また、甲乙は、相互理解の下に協力体制を堅持する。

（要請）

第4条 甲は、災害が発生し理容業務の提供を受ける必要が生じた場合は、乙に協力の要請をするものとする。

（協力業務の実施）

第5条 乙は、前条の要請に従い、第2条第2号及び第3号の業務を実施するものとする。

（理容費）

第6条 第5条で実施した、第2条第2号の業務は、無料とする。

（費用負担）

第7条 乙が、第2条第3号に規定する資器材及び消耗品を提供した場合は、甲が費用負担する。この場合においての価格は、当該災害発生時の直前の価格とする。

（連絡責任者）

第8条 甲乙は、双方が円滑な連絡が行えるように、担当窓口を設置するものとする。

（従事者の損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、第2条第2号及び第3号に規定する協力業務に従事した者が、当該業務遂行中に死亡し、又は障害を受けた場合は、渋谷区防災従事者損害補償条例（平成18年渋谷区条例第48号）の例により、これを補償するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙から協定を継続しない旨の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年3月5日

甲 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 桑原敏武

乙 東京都渋谷区代々木四丁目10番9号
東京都理容生活衛生同業組合
渋谷支部長 柏原和義

協定 6 9 大規模災害時の安否情報の提供に関する覚書

大規模災害時の安否情報の提供に関する覚書

日本放送協会編成局（以下「甲」という）と渋谷区役所（以下「乙」という）は、大規模災害時において、甲が実施する本部大規模安否情報放送（以下「安否情報」という）のために、乙が保有する安否情報の提供に関して、次の通り取り決める。

（趣旨）

第1条 甲は、大規模災害時において、国民の生命・財産を保全する目的の一環として、安否放送を実施するが、避難者の安否情報を一人でも多く、かつ迅速に放送で伝達するため、乙は、この覚書の定めるところにより、乙の収集した避難者の情報を甲に提供する。

（大規模災害時の定義）

第2条 この覚書にいう大規模災害時とは、甲が緊急に安否放送を実施する場合で、次のいずれかにあたるときとする。

(1) 甲及び乙が所在する東京及び近隣の県で震度6弱以上の地震が発生し、通信施設に損傷等が生じて一般加入電話が長時間通じにくい状態であると甲が判断したとき。

(2) 上記(1)に準ずる事態と甲が認定したとき。

（安否情報の定義）

第3条 この覚書にいう安否情報とは、大規模災害時に、乙が、避難所を設置した際に作成する避難者の登録情報で、避難者カードまたは避難者名簿をさす。

（情報提供の開始及び終了）

第4条 大規模災害時に、甲が、安否情報を開始したとき、または乙が、避難所を設置したとき、安否情報の提供を開始することができる。

2 乙の安否情報の提供は、次のいずれかの時点までを限度とする。

(1) 乙が、避難所の閉鎖を決めた時点。

(2) 甲の安否放送が終了した時点。

（乙の義務）

第5条 乙は、避難所を設置して、避難者カードを作成する際、避難者に対し、氏名、性別、年齢、住所の公表について意思を確認する。

2 乙は、氏名、性別、年齢、住所の公表を同意した避難者の避難者カードまたは避難者名簿の写しを甲の求めにより提供する。

（甲の義務）

第6条 甲は、前条に基づき乙から提供を受けた安否情報について、甲が自ら定める個人情報の取扱に関する各規定を遵守して適切にこれを取り扱う。

（連絡窓口）

第7条 甲と乙は、この覚書を遂行するための連絡窓口を、それぞれ別紙のとおり置く。

（有効期間）

第8条 この覚書の有効期間は締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも終了または変更の意思表示がなされない場合には、期間満了の翌日から起算してさらに1年間有効とし、その後も同様とする。

（協議事項）

第9条 この覚書に定めがない事項が生じた場合、またはこの覚書の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙は、誠意をもって協議し解決する。

2 前項の協議による取り決め、またはこの覚書の内容の修正変更については文書にすることとし、文書によらないものは無効とする。

以上、取り決めの証として、本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

平成19年3月30日

甲 渋谷区神南2-2-1
日本放送協会編成局
局長 岡田園治

乙 渋谷区宇田川町1-1
渋谷区役所危機管理対策部
部長 田中泰夫

協定 70 災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書

災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書

渋谷区危機管理対策部（以下「甲」という。）と東京都下水道局中部管理事務所（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設（水再生センター及び管路）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害時に避難所等から発生するし尿を甲が下水道施設へ搬入し、乙が受け入れるにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）

第2条 甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙胃に提出する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する水再生センター及び管路の受入れ人孔を提示し、甲乙協議のうえこれを決定する。

（役割分担）

第3条 平常時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

(1) 乙は、甲が実施する下水道施設へのし尿搬入訓練において、人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。

(2) 甲は、前号の実地訓練の実施ひ必要となる道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。

(3) 甲は、独自にし尿の搬入訓練を実施する場合は事前に乙に届出のうえ、承認を得る。

2 災害時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

(1) 甲は、水再生センターへし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。

(2) 甲は、管路の受け入れ人孔へし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後、速やかに連絡するものとする。

(3) 甲は、管路の受け入れ人孔へし尿を搬入する場合、その人孔蓋の開閉を行うとともに十分な安全管理を行う。

(4) 甲は、し尿受け入れ人孔の管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。

(5) 乙は、甲から前号による連絡を受けた場合は、その管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）

第4条 甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）

第5条 甲は、受け入れ人孔にし尿を搬入した場合、人孔周辺の清掃を行う。

2 乙は、受け入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃状況について、甲の立会いのもと確認する。ただし、立会いが困難な場合は、書面をもって報告するものとする。

（その他）

第6条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

本覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

平成19年3月30日

甲 渋谷区危機管理対策部長 田中泰夫

乙 東京都下水道局中部管理事務所長 高相恒人